

リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所 弁護士 井口 奈緒子 (兵庫県弁護士会所属)



フリーランス新法とは 第152回

1 フリーランス新法の施行

2024年秋頃、「特定受託事業者に係る取引 の適正化等に関する法律」(以下「新法」とい います) いわゆるフリーランス新法が施行さ れます。

新法は、事業者から業務委託を受けるフ リーランスの方の取引において、取引上のト ラブルが多く生じている実態と、事業者との 交渉力やその前提となる情報収集力の格差が 生じやすいことを踏まえ、取引の適正化等を 図ることを目的としています。

本稿では、業務を委託する側の事業者にお いて留意すべき事項のポイントをご説明した いと思います。

2 対象となる取引

新法は、事業者が「特定受託事業者」に対 し、物品の製造(加工を含む)、情報成果物の 作成、役務の提供を委託する場合の取引につ いて、適用されます。

「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方 である事業者を指しますが、新法では、「個 人であって、従業員を使用しないものし又は 「法人であって、一の代表者以外に他の役員 がなく、かつ、従業員を使用しないもの」を いいます。つまり、業務委託の相手方が個人 である場合に限らず、法人の場合も下請法の 資本金要件にかかわらず対象になりうるこ と、また、個人事業主であっても対象になら ない場合があることになります。

3 取引の適正化

新法では、「特定受託事業者」に係る取引の 適正化を図るべく、委託事業者に対し、以下 の事項を行うよう定めています。

(1)書面又は電磁的方法による取引条件の明示 (第3条)

委託事業者は特定受託事業者に対し、業務 委託をした場合「直ちに」、特定受託事業者の

給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事 項を、書面又は電磁的方法により明示しなけ ればなりません。メールでの明示でもよいで すが、特定受託事業者から書面の交付を求め られた場合は遅滞なくこれを交付する必要が あります。

(2)報酬支払期日の設定・支払(第4条)

報酬の支払期日を、「特定受託事業者の給 付を受領した日」(役務提供の場合は「当該役 務の提供を受けた日」)から起算して60日以 内のできる限り短い期間内において設定し、 実際に当該支払期日までに支払わなければな りません。なお、委託事業者が他の事業者か ら委託を受け、特定受託事業者に再委託した 場合には、例外的に、元の委託業務の対価の 支払期日から起算して30日以内のできる限り 短い期間内とされていますので、元の委託者 との間で定められた支払期日もあわせて確認 しておく必要があります。

(3)遵守事項(第5条)

継続的な業務委託の場合の特定業務委託事 業者に対する禁止事項を7つ定めています。 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がない 受領拒否・報酬の減額・返品などです。

4 最後に

このほかにも、新法では、特定受託事業者 である個人又は法人代表者の就業環境の整備 を図るための規定も設けられていますが、ま ずは、現在締結されている業務委託契約のう ち、新法の適用対象となる取引がないか、ご 確認いただければと思います。

対象となる取引がある場合には、契約書に おける報酬支払期日の設定の定めに問題がな いか、取引条件の明示や報酬支払時期を含む 取引の実態について問題がないか等につい て、新法の施行までに改めて点検していただ く必要があります。